

平成 26 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 10 号
平成 27 年 8 月 31 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 森 しずか

平成 26 年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成 26 年度芦屋市財政健全化等審査意見

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、市長から提出された平成 26 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称）及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 16 日から平成 27 年 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

本審査は、市長から提出された平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 健全化判断比率

（単位：％）

区 分	平成 26 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.18	20.00
連結実質赤字比率	—	17.18	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	119.7	350.0	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額が生じない場合の比率は、「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第 4 条の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされている。

また、財政健全化法第8条の規定に基づき、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの財政指標の総称）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政の再生のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率

地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）以外の公営企業（以下「法非適用企業」という。）に係る本市の特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

(単位：%)

区 分	平成 26 年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	20.0

備考

- 1 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第23条の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の概要及び算定基礎事項等は、資料（7～21 ページ）のとおりである。

(1) 実質赤字比率（資料8・9 ページ）

(単位：%)

平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	12.22	20.00	—	12.20	20.00	—	12.18	20.00

備考 実質赤字額が生じない場合の実質赤字比率は、「—」と表示している。

一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計を合わせた一般会計等の平成26年度決算において、実質赤字額は生じていない。一般会計等の実質収支額は、484,393千円の黒字であり、前年度の黒字額522,306千円に比べ37,913千円減少（減少率7.3%）している。実質収支が黒字であるため、これを標準財政規模で除した実質赤字比率は計算上、△2.04%の実質黒字となり、前年度（△2.23%）より0.19ポイント上昇しているものの、引き続き財政運営は概ね良好であると判断できる。

(2) 連結実質赤字比率 (資料 10～12 ページ)

(単位 : %)

平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準
—	17.22	35.00	—	17.20	30.00	—	17.18	30.00

備考 連結実質赤字額が生じない場合の連結実質赤字比率は、「—」と表示している。

一般会計等及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）を合わせた全会計の平成 26 年度決算において、連結実質赤字額は生じていない。連結実質収支額は、3,563,581 千円の黒字であり、前年度の黒字額 2,893,667 千円と比較すると、669,914 千円増加（増加率 23.2%）している。また、連結実質収支額を標準財政規模で除した連結実質赤字比率は計算上、△ 15.04%の実質黒字となり、前年度（△12.37%）より 2.67 ポイント低下し引き続き連結ベースでも財政運営は比較的良好であると判断できる。

(3) 実質公債費比率 (資料 13～15 ページ)

(単位 : %)

実質公債費比率			早期健全化基準	財政再生基準
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
13.3	13.0	9.9	25.0	35.0

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年の単年度の比率を平均した平成 26 年度決算に基づく実質公債費比率は前年度 3.1 ポイント低下した。なお、比率変動要素の大きなものは以下のとおりである。

(単位 : 千円, %)

区 分	25	26	増減額	増減率
地 方 債 の 元 利 償 還 金	7,575,845	5,649,885	△ 1,925,960	△ 25.4

地方債の元利償還金については、比率算定に算入された元利償還金額（5,649,885 千円）と決算書上の元利償還金額（9,664,921 千円）に大きな差異がみられる。これは、平成 26 年度に行った一般会計における市債の繰上償還額 4,015,036 千円については、算定上控除することとされているためである。

(4) 将来負担比率 (資料 16～18 ページ)

(単位：%)

将来負担比率			早期健全化基準
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
129.1	117.4	119.7	350.0

平成 26 年度決算に基づく将来負担比率は前年度に比べ 2.3 ポイント上昇した。なお、比率変動要素の大きなものは以下のとおりである。

(単位：千円，%)

区 分	25	26	増減額	増減率
将来負担額	86,147,865	79,493,646	△ 6,654,219	△ 7.7
うち一般会計 地方債残高	54,218,640	48,445,691	△ 5,772,949	△ 10.6
うち他会計地方債の 一般会計負担見込み	11,652,438	10,566,836	△ 1,085,602	△ 9.3

(単位：千円，%)

区 分	25	26	増減額	増減率
充当可能財源	64,022,192	56,548,755	△ 7,473,437	△ 11.7
うち充当可能基金	14,831,479	11,894,597	△ 2,936,882	△ 19.8
うち充当可能 特定歳入	12,749,283	10,276,351	△ 2,472,932	△ 19.4
うち基準財政需要額 算入見込額	36,441,430	34,377,807	△ 2,063,623	△ 5.7

将来負担額の減少は比率の低下の要因となるもので、一般会計の市債だけでなく、特別会計の地方債のうち一般会計の負担が見込まれるものについても将来負担額の減少が認められる。これらが減少しているということは、市債の償還が順調に進んでいることを示している。

一方で、将来負担額に対する充当可能財源は減少しており、これらは比率の上昇の要因となるものである。平成 26 年度は特に、一般会計における市債の繰上償還に要する経費の財源として多額の基金の取り崩しが行われたために充当可能基金が減少したほか、充当可能特定歳入、基準財政需要額算入見込額も前年度に比べて減少している。

以上の結果、将来負担額の減少よりも充当可能財源の減少が上回ったことから、将来負担比率は上昇したものである。

(5) 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

（資料 19～21 ページ）

（単位：％）

区 分	資 金 不 足 比 率			経営健全化基準
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	—	—	20.0

備考 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「—」と表示している。

下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の平成 26 年度決算において、いずれの会計も資金の不足額は生じていない。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。

なお、当年度の会計別の状況は次のとおりである。

ア 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計の資金の剰余額は 4,446 千円であり、前年度の資金の剰余額 10,540 千円と比較すると、6,094 千円減少（減少率 57.82%）している。

また、資金剰余額を事業の規模（営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額）1,594,887 千円（前年度 1,581,010 千円）で除した資金不足比率は計算上、 $\Delta 0.2\%$ の資金剰余であり、前年度（ $\Delta 0.6\%$ ）に比べ 0.4 ポイント上昇している。

イ 宅地造成事業特別会計

宅地造成事業特別会計の資金の剰余額は 842,571 千円であり、前年度の資金の剰余額 990,686 千円と比較すると、148,115 千円減少（減少率 14.95%）している。なお、平成 26 年度の宅地造成事業における資金不足額算定においては、未分譲宅地に係る土地収入見込額が計上されている。

また、資金剰余額を事業の規模（資本＋負債）172,343 千円（前年度 45,769 千円）で除した資金不足比率は計算上、 $\Delta 488.8\%$ の資金剰余であり、前年度（ $\Delta 2,164.5\%$ ）に比べ 1,675.7 ポイント上昇している。

ウ 都市再開発事業特別会計

都市再開発事業特別会計の資金の剰余額は 114,650 千円であり、前年度の資金の剰余額 29,369 千円と比較すると、85,281 千円増加（増加率 290.38%）している。

なお、資金の剰余額を事業の規模（営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額）9,894 千円（前年度 9,669 千円）で除した資金不足比率は計算上、 $\Delta 1,158.7\%$ の資金剰余であり、前年度（ $\Delta 303.7\%$ ）より 855.0 ポイント低下している。

3 結び

- (1) 平成 26 年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。
- (2) 各比率の状況であるが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。実質公債費比率については 9.9%（前年度 13.0%）で、財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成 19 年度決算以来、その比率は低下している。将来負担比率については 119.7%（前年度 117.4%）で、市債の償還が進んでいることにより将来負担額そのものは大きく減少が続いているものの、平成 26 年度決算においては将来負担額から控除される充当可能財源が減少したことから、将来負担比率は若干上昇することとなった。また、法非適用企業に係る特別会計（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の資金不足比率についても、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。
- (3) 健全化判断比率・資金不足比率とも早期健全化基準又は経営健全化基準を大きく下回っており、今後もこれらの基準以上となる可能性は極めて低いと考えられる。しかしながら、前年度に総務省が取りまとめた平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の算定結果によれば、全国市区町村全体において、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった団体は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率では該当がなく、実質公債費比率で 1 団体、将来負担比率で 1 団体が該当したに過ぎない。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は全国市区町村で 13 会計が該当しているが、年々減少している。したがって、比率が単にこれらの基準以上であるかどうかだけではなく、自治体ごとに適正な水準にあるかどうかの判断が求められる、本市についてみると、平成 25 年度決算における実質公債費比率の全国市区町村平均は 8.6%（芦屋市 13.0%）、将来負担比率は 51.0%（芦屋市 117.4%）となっており、全国的に見れば未だ高い水準にあると言える。
- 今後とも比率の適正な算定と管理に努められたい。

資 料

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率						
一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得費特別会計						
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計		資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		介護保険事業特別会計						
		駐車場事業特別会計						
		後期高齢者医療事業特別会計						
	公営企業に係る特別会計	法非適用	宅地造成事業以外					下水道事業特別会計
			宅地造成事業					宅地造成事業特別会計
		都市再開発事業特別会計						
		法適用	宅地造成事業以外					病院事業会計
								水道事業会計
		一部事務組合 広域連合	阪神水道企業団					
丹波少年自然の家事務組合								
兵庫県後期高齢者医療広域連合								
地方公社	芦屋市土地開発公社（注）							
損失補償している団体	阪神福祉事業団							
	兵庫県信用保証協会							

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。

（注）芦屋市土地開発公社は平成25年6月30日をもって解散した。

2 実質赤字比率

(1) 概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものである。

本市の一般会計等は、一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計である。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額が生じない場合は、実質赤字比率は「―」（なし）

備考

- 1 一般会計等 = 一般会計及び特別会計のうち次の①～③以外のもの（本市は公共用地取得費特別会計が該当）
 - ① 地方公営企業法第2条の適用企業に係る特別会計（本市は病院事業会計・水道事業会計が該当）
 - ② 地方財政法第6条の公営企業に係る特別会計のうち、①以外のもの（本市は下水道事業、宅地造成事業、都市再開発事業の各特別会計が該当）
 - ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、駐車場事業の各特別会計

$$2 \text{ 実質赤字額} = \text{繰上充用額 ①} + (\text{支払繰延額 ②} + \text{事業繰越額 ③})$$

$$\begin{aligned} \text{① 繰上充用額} &= \text{歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額} \\ &= \text{形式赤字} + \left[\begin{array}{l} \text{継続費の逡次繰越額} + \text{繰越明許費繰越額} \\ + \text{事故繰越額} - \text{未収入特定財源} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\text{② 支払繰延額} = \text{実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額}$$

$$\text{③ 事業繰越額} = \text{実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額}$$

$$3 \text{ 標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債 ①} \\ \text{発行可能額}$$

$$\begin{aligned} \text{① 臨時財政対策債発行可能額} &= \\ & \text{一般財源の不足に充てる地方債。基準財政需要額より算定され、発行} \\ & \text{の有無に関わらず発行可能額の100\%が後年度に交付税措置される。} \end{aligned}$$

(2) 算定基礎事項及び実質赤字比率

(単位：千円，％，ポイント)

区 分		24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
A 一般会計等実質収支額 (1)+(2)		300,486	522,306	484,393	△ 37,913	△ 7.26
一 般 会 計	(1) 実質収支額 ①-②	252,307	516,177	471,316	△ 44,861	△ 8.69 —
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	591,028	906,700	1,152,631	245,931	27.12
	ア 歳入総額	37,382,563	46,477,723	44,332,328	△ 2,145,395	△ 4.62
	イ 歳出総額	36,791,535	45,571,023	43,179,697	△ 2,391,326	△ 5.25
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	338,721	390,523	681,315	290,792	74.46
	ア 継続費 通次繰越額	129,666	946,809	1,014,455	67,646	7.14
	イ 繰越明許費 繰越額	1,570,795	1,638,174	980,868	△ 657,306	△ 40.12
	ウ 事故繰越額	166,400	0	197,200	197,200	皆増
	エ 事業繰越額	18,437	9,644	8,509	△ 1,135	△ 11.77
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	1,546,577	2,204,104	1,519,717	△ 684,387	△ 31.05
公 共 用 地 取 得 費 特 別 会 計	(2) 実質収支額 ①-②	48,179	6,129	13,077	6,948	113.36
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	48,179	6,129	13,077	6,948	113.36
	ア 歳入総額	183,524	6,412,520	1,254,675	△ 5,157,845	△ 80.43
	イ 歳出総額	135,345	6,406,391	1,241,598	△ 5,164,793	△ 80.62
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	0	0	0	—
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	—
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
エ 事業繰越額	0	0	0	0	—	
オ 支払繰延額	0	0	0	0	—	
カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—	
B 標準財政規模 (1)～(3)計		23,129,535	23,380,173	23,686,932	306,759	1.31
(1) 標準税収入額等		19,900,073	20,307,181	21,437,932	1,130,751	5.57
(2) 普通交付税額		1,577,523	1,406,111	948,203	△ 457,908	△ 32.57
(3) 臨時財政対策債発行可能額		1,651,939	1,666,881	1,300,797	△ 366,084	△ 21.96
実質赤字比率の計算 【計算式】A÷B×100(%) (実質収支が黒字の場合は△で表示)		△ 1.29	△ 2.23	△ 2.04	0.19 ポイント	
実質赤字比率 実質赤字額が生じない場合は、 実質赤字比率は「—」(なし)		—	—	—	—	

3 連結実質赤字比率

(1) 概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての財政運営の健全度を示すものである

本市の全会計は、一般会計及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）である。

[算定式]

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額が生じない場合は、連結実質赤字比率は「－」（なし）

備考

1 連結実質赤字額 = 次の①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額

① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

2 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考3」のとおり

(2) 算定基礎事項及び連結実質赤字比率

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
A 連結実質収支額 1～4計		2,505,500	2,893,667	3,563,581	669,914	23.15
1 一般会計等実質収支額		300,486	522,306	484,393	△ 37,913	△ 7.26
2 一般会計等以外で公営企 (1)～(5)計 業の特別会計以外の特別 会計の実質収支額		237,732	350,346	398,175	47,829	13.65
国民健康 保険事 業特別 会計	(1) 実質収支額 ①-②	55,474	164,616	186,371	21,755	13.22
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	55,474	164,616	186,371	21,755	13.22
	ア 歳入総額	9,444,179	9,525,667	9,620,436	94,769	0.99
	イ 歳出総額	9,388,705	9,361,051	9,434,065	73,014	0.78
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
介護保 険事 業特別 会計	(2) 実質収支額 ①-②	116,714	121,894	133,944	12,050	9.89
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	116,714	121,894	133,944	12,050	9.89
	ア 歳入総額	6,850,297	7,163,056	7,599,970	436,914	6.10
	イ 歳出総額	6,733,583	7,041,162	7,466,026	424,864	6.03
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
駐車 場事 業特別 会計	(4) 実質収支額 ①-②	530	542	598	56	10.33
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	530	542	598	56	10.33
	ア 歳入総額	338,743	335,701	306,227	△ 29,474	△ 8.78
	イ 歳出総額	338,213	335,159	305,629	△ 29,530	△ 8.81
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
後期高 齢者 医療 事業 特別 会計	(5) 実質収支額 ①-②	65,014	63,294	77,262	13,968	22.07
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	65,014	63,294	77,262	13,968	22.07
	ア 歳入総額	1,616,718	1,686,210	1,817,209	130,999	7.77
	イ 歳出総額	1,551,704	1,622,916	1,739,947	117,031	7.21
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—

(単位：千円，%，ポイント)

区 分		24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
3 公営企業の特別会計で法 (1)～(3)計 非適用の特別会計の資金 不足・剰余額		1,065,339	1,030,595	961,667	△ 68,928	△ 6.69
下水道 事業 特別 会計	(1) 資金不足・剰余額 ①-②	7,348	10,540	4,446	△ 6,094	△ 57.82
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	7,548	10,540	10,940	400	3.80
	ア 歳入総額	2,801,417	2,460,553	2,452,211	△ 8,342	△ 0.34
	イ 歳出総額	2,793,869	2,450,013	2,441,271	△ 8,742	△ 0.36
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	200	0	6,494	6,494	皆増
宅地 造成 事業 特別 会計	(2) 資金不足・剰余額 ①-②+③	1,012,650	990,686	842,571	△ 148,115	△ 14.95
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	0	0	0	0	—
	ア 歳入総額	103,464	64,749	200,138	135,389	209.10
	イ 歳出総額	103,464	64,749	200,138	135,389	209.10
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
③ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	1,012,650	990,686	842,571	△ 148,115	△ 14.95	
都市 再 開 発 事 業 特 別 会 計	(3) 資金不足額・剰余額 ①-②+③	45,341	29,369	114,650	85,281	290.38
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	45,341	29,369	23,930	△ 5,439	△ 18.52
	ア 歳入総額	54,239	55,011	39,264	△ 15,747	△ 28.63
	イ 歳出総額	8,898	25,642	15,334	△ 10,308	△ 40.20
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
③ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	0	90,720	90,720	皆増	
4 公営企業の特別会計で法 (1)～(2)計 適用の特別会計の資金不 足・剰余額		901,943	990,420	1,719,346	728,926	73.60
病院 事業 会計	(1) 資金不足・剰余額 ①-③- (②-④)	336,404	286,978	99,029	△ 187,949	△ 65.49
	① 流動資産	2,199,443	685,622	743,447	57,825	8.43
	② 流動負債	1,862,618	398,429	1,139,689	741,260	186.05
	③ 建設改良費以外充当地方債	421	215	0		
	④ 控除企業債等	0	0	495,271	495,271	皆増
水道 事業 会計	(2) 資金不足・剰余額 ①-③- (②-④)	565,539	703,442	1,620,317	916,875	130.34
	① 流動資産	1,101,948	1,162,527	1,386,425	223,898	19.26
	② 流動負債	536,409	459,085	777,266	318,181	69.31
	③ 建設改良費以外充当地方債	0	0	0	0	—
	④ 控除企業債等	0	0	1,011,158	1,011,158	皆増
B 標準財政規模		23,129,535	23,380,173	23,686,932	306,759	1.31
連結実質赤字比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (連結実質収支が黒字の場合は△で表示)		△ 10.83	△ 12.37	△ 15.04	△ 2.67 ポイント	
連結実質赤字比率 連結実質赤字額が生じない場合は、 連結実質赤字比率は「—」(なし)		—	—	—	—	

4 実質公債費比率

(1) 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化して、財政運営の健全度を示すものである。比率は、過去3か年の平均値を用いる。

本指標は、平成18年度に地方債許可制度から協議・許可制度に移行されたことに伴い導入されたものであり、この比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提に地方債許可団体となり、25%以上35%未満の団体は一般単独事業債等を起こすことができなくなり、35%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除く。）、教育・福祉施設等整備事業等に係る地方債を起こすことができなくなる。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right) - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad (3 \text{ か年平均})$$

備考

1 準元利償還金 = ① ~ ⑤ の合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

2 特定財源 = ① ~ ④ の合計額

- ① 国・県等からの利子補給
- ② 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金（災害援護資金貸付金償還金等）
- ③ 公営住宅使用料
- ④ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

3 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考3」 のとおり

(2) 算定基礎事項及び実質公債費比率

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
A 地方債の元利償還金 ①-②	7,857,364	7,575,845	5,649,885	△ 1,925,960	△ 25.42
① 地方債元利償還金 ア+イ	7,857,959	9,576,350	9,664,921	88,571	0.92
ア 地方債元利償還金 (一般会計)	7,723,228	8,873,826	9,318,124	444,298	5.01
イ 地方債元利償還金 (公共用地取得費特別会計)	134,731	702,524	346,797	△ 355,727	△ 50.64
② ①から控除する繰上 償還額，借換債等 ア~エ計	595	2,000,505	4,015,036	2,014,531	100.70
ア 繰上償還額 (一般会計)	595	2,000,505	4,015,036	2,014,531	100.70
イ 繰上償還額 (公共用地取得費特別会計)	0	0	0	0	—
ウ 借換債を財源として償還した額	0	0	0	0	—
エ 満期一括償還地方債の元金に 係る分	0	0	0	0	—
B 準元利償還金 ①~⑤計	1,498,646	1,115,456	1,223,714	108,258	9.71
① 満期一括償還地方債を償還期間30年 とする元金均等年賦償還とした場合 の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0	0	—
② 一般会計等から一般会計等以外の 特別会計への繰出金のうち，公営 企業債の償還の財源に充てたと 認められるもの ア~ケ計	1,272,277	1,000,953	1,013,801	12,848	1.28
ア 水道事業	8,287	3,836	2,360	△ 1,476	△ 38.48
イ 病院事業	423,812	209,541	231,871	22,330	10.66
ウ 下水道事業	580,447	537,249	562,127	24,878	4.63
エ 駐車場整備事業	259,731	250,327	217,443	△ 32,884	△ 13.14
オ 宅地造成事業	0	0	0	0	—
カ 都市再開発事業	0	0	0	0	—
キ 国民健康保険事業	0	0	0	0	—
ク 介護保険事業（事業勘定）	0	0	0	0	—
ケ 後期高齢者医療事業	0	0	0	0	—
③ 組合等への負担金・補助金のうち， 組合等が起こした地方債の償還に 充てたと認められるもの ア+イ	119,266	113,325	110,658	△ 2,667	△ 2.35
ア 阪神水道企業団	117,547	111,700	109,047	△ 2,653	△ 2.38
イ 丹波少年自然の家	1,719	1,625	1,611	△ 14	△ 0.86
④ 債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	107,103	1,178	99,255	98,077	8,325.72
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0	0	—

(単位：千円, %, ポイント)

区 分	24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
C 特定財源 ①～⑤計	1,880,354	1,907,711	1,889,260	△ 18,451	△ 0.97
① 国・県等からの利子補給	0	0	0	0	—
② 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 (災害援護資金貸付金に係るもの)	26,694	34,062	20,050	△ 14,012	△ 41.14
③ 公営住宅使用料	305,244	307,637	270,312	△ 37,325	△ 12.13
④ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,548,416	1,566,012	1,598,898	32,886	2.10
⑤ その他	0	0	0	0	—
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ①～⑥計	4,605,883	4,539,517	4,526,602	△ 12,915	△ 0.28
① 災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,708,731	2,594,571	2,668,163	73,592	2.84
② 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	1,256,517	1,248,932	1,220,047	△ 28,885	△ 2.31
③ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るものに限る)	79,984	89,123	92,706	3,583	4.02
④ 災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るものに限る)	357,197	334,752	326,119	△ 8,633	△ 2.58
⑤ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	115,587	112,602	113,817	1,215	1.08
⑥ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの)	87,867	159,537	105,750	△ 53,787	△ 33.71
E 標準財政規模	23,129,535	23,380,173	23,686,932	306,759	1.31
当年度の実質公債費比率の計算 【計算式】 (A+B-C-D)÷(E-D)×100(%)	15.49248	11.91080	2.38898	△ 9.52182 ポイント	
実質公債費比率(過去3か年の平均)	13.3	13.0	9.9	△ 3.1 ポイント	

5 将来負担比率

(1) 概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率がフロー指標（一定期間の数値に係る分析比率）であるのに対して、本指標は将来の実質的な負担の量を測定するストック指標（一定期間の数値の総計に係る分析比率）である。

$$\begin{array}{l} \text{[算定式]} \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} \\ + \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\ \text{(\%)} \end{array}$$

備考

1 将来負担額 = ①～⑧の合計額

- ① 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高（満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高）
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費の支出に係るもの）で、一般会計等の負担見込額
- ③ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額等（負担等見込額）
- ④ 本市が加入する組合等が起こした地方債の元金償還金に充てる本市の一般会計等の負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 充当可能基金 = 上記1の①～⑥までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

3 充当可能特定歳入 = 特定財源（「4実質公債費比率（1）概要 備考2」）及び地方債償還額に充てる国庫支出金・県支出金等の見込額

4 標準財政規模 「2 実質赤字比率（1）概要 備考3」のとおり

(2) 算定基礎事項及び将来負担比率

(単位：千円, %, ポイント)

区 分	24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
A 将来負担額 ①～⑧計	95,908,567	86,147,865	79,493,646	△ 6,654,219	△ 7.72
① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ア+イ	65,544,548	60,278,640	54,286,591	△ 5,992,049	△ 9.94
ア 一般会計	58,913,648	54,218,640	48,445,691	△ 5,772,949	△ 10.65
イ 公共用地取得費特別会計	6,630,900	6,060,000	5,840,900	△ 219,100	△ 3.62
② 債務負担行為に基づく支出予定額 ア～ウ計	8,529,892	8,025,764	8,281,020	255,256	3.18
ア 大気汚染対策緑地建設事業	4,577,324	4,126,291	3,991,871	△ 134,420	△ 3.26
イ 特定買取賃貸住宅供給事業	1,444,851	1,391,756	1,781,432	389,676	28.00
ウ 山手幹線芦屋川横断部工事	2,507,717	2,507,717	2,507,717	0	0.00
③ 他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担額見込額 ア～エ計	12,391,739	11,652,438	10,566,836	△ 1,085,602	△ 9.32
ア 下水道事業特別会計	7,158,535	7,043,006	6,509,836	△ 533,170	△ 7.57
イ 駐車場事業特別会計	704,483	470,899	258,322	△ 212,577	△ 45.14
ウ 水道事業会計	80,909	75,499	43,290	△ 32,209	△ 42.66
エ 病院事業会計	4,447,812	4,063,034	3,755,388	△ 307,646	△ 7.57
④ 加入組合等の地方債元金償還金に充てる負担等見込額 ア+イ	422,502	317,754	284,866	△ 32,888	△ 10.35
ア 阪神水道企業団	408,707	305,463	274,079	△ 31,384	△ 10.27
イ 丹波少年自然の家事務組合	13,795	12,291	10,787	△ 1,504	△ 12.24
⑤ 退職手当支給予定額 ア+イ (全職員期末要支給額一般会計等分)	6,689,808	5,853,590	6,057,262	203,672	3.48
ア 一般職	6,680,999	5,827,164	6,030,836	203,672	3.50
イ 特別職	8,809	26,426	26,426	0	0.00
⑥ 設立法人の負債額・債務負担額の一般会計等負担見込額 ア～ウ計	2,330,078	19,679	17,071	△ 2,608	△ 13.25
ア 地方道路公社	0	0	0	0	—
イ 土地開発公社	2,308,934	0	0	0	—
ウ 第三セクター等	21,144	19,679	17,071	△ 2,608	△ 13.25
阪神福祉事業団(損失補償付債務)	18,553	16,611	14,670	△ 1,941	△ 11.69
兵庫県信用保証協会(損失補償付債務)	2,591	3,068	2,401	△ 667	△ 21.74
⑦ 一般会計等の連結実質赤字額	0	0	0	0	—
⑧ 組合等連結実質赤字額相当額の一般会計等負担見込額	0	0	0	0	—
B 充当可能基金 ①～⑭計	18,841,706	14,831,479	11,894,597	△ 2,936,882	△ 19.80
① 財政基金	7,735,038	7,047,866	5,386,288	△ 1,661,578	△ 23.58
② 減債基金	4,550,825	1,988,121	993,136	△ 994,985	△ 50.05
③ 退職手当基金	293,828	193,920	193,968	48	0.02
④ 公共施設等整備基金	4,423,234	3,776,795	3,337,566	△ 439,229	△ 11.63
⑤ 社会福祉「友愛」基金	163,717	165,196	152,584	△ 12,612	△ 7.63
⑥ 市民文化振興基金	82,308	82,328	84,366	2,038	2.48
⑦ 緑化基金	114,912	81,362	91,312	9,950	12.23
⑧ ボランティア基金	119,504	117,633	115,663	△ 1,970	△ 1.67
⑨ スポーツ振興基金	93,702	95,702	107,902	12,200	12.75
⑩ 長寿社会福祉基金	311,816	269,885	270,836	951	0.35
⑪ 環境保全基金	100,220	100,240	100,361	121	0.12
⑫ 1. 17あしやフェニックス基金	14,797	14,637	13,881	△ 756	△ 5.16
⑬ 西田房子福祉基金	238,412	238,412	238,412	0	0.00
⑭ 美術品等取得基金	1,273	1,273	1,273	0	0.00

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
⑮ 土地開発基金	376,502	330,000	330,000	0	0.00
⑯ 国民健康保険事業特別会計基金	26,026	26,032	48,161	22,129	85.01
⑰ 介護給付費準備基金	195,592	302,077	428,888	126,811	41.98
⑱ 介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	0	0	0	—
C 充当可能特定歳入 ①～③計	13,962,061	12,749,283	10,276,351	△ 2,472,932	△ 19.40
① 災害援護資金貸付金（転貸債）に係る償還見込額	295,599	264,735	237,369	△ 27,366	△ 10.34
② 市営住宅使用料	3,281,374	2,697,720	1,890,407	△ 807,313	△ 29.93
③ 都市計画税	10,385,088	9,786,828	8,148,575	△ 1,638,253	△ 16.74
D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ①～⑱計	39,173,516	36,441,430	34,377,807	△ 2,063,623	△ 5.66
① 消防費	0	0	0	0	—
② 道路橋りょう費	2,329,919	1,935,795	1,544,822	△ 390,973	△ 20.20
③ 港湾費（港湾及び漁港）	0	0	0	0	—
④ 都市計画費	2,759,340	2,366,023	1,906,740	△ 459,283	△ 19.41
⑤ 公園費	151,408	132,062	113,039	△ 19,023	△ 14.40
⑥ 下水道費	1,478,288	1,568,285	1,670,148	101,863	6.50
⑦ その他の土木費	773,762	525,162	278,672	△ 246,490	△ 46.94
⑧ 小学校費	896,379	825,212	779,956	△ 45,256	△ 5.48
⑨ 中学校費	43,616	40,574	38,561	△ 2,013	△ 4.96
⑩ 高等学校費	0	0	0	0	—
⑪ その他の教育費	0	0	0	0	—
⑫ 社会福祉費	15,750	14,007	12,264	△ 1,743	△ 12.44
⑬ 保健衛生費	2,968,286	2,729,057	2,600,860	△ 128,197	△ 4.70
⑭ 高齢者保健福祉費	0	0	0	0	—
⑮ 清掃費	213,788	297,272	347,717	50,445	16.97
⑯ 農業行政費	0	0	0	0	—
⑰ 林野水産行政費	0	0	0	0	—
⑱ 地域振興費	136,374	129,138	195,997	66,859	51.77
⑲ 公債費 ア～シ計	27,406,606	25,878,843	24,889,031	△ 989,812	△ 3.82
ア 災害復旧債	456	231	0	△ 231	皆減
イ 補正予算償還費（平成10年度以前許可債に係るもの）	3,825,106	2,511,528	1,831,945	△ 679,583	△ 27.06
ウ 補正予算償還費（平成11年度以降同意債に係るもの）	745,132	648,730	733,284	84,554	13.03
エ 地方税減収補てん償還費	23,204	16,033	11,663	△ 4,370	△ 27.26
オ 臨時財政特例対策償還費	20,799	20,677	0	△ 20,677	皆減
カ 財源対策償還費	3,004,961	2,598,940	2,185,831	△ 413,109	△ 15.90
キ 減税補てん償還費	2,675,329	2,246,524	1,810,761	△ 435,763	△ 19.40
ク 臨時税収補てん償還費	137,760	113,312	88,477	△ 24,835	△ 21.92
ケ 臨時財政対策償還費	12,060,093	13,187,667	13,846,174	658,507	4.99
コ 東日本大震災全国緊急防災施策償還費	18,000	71,730	329,470	257,740	359.32
サ 地域改善対策特定事業債等償還費	204,919	152,773	109,786	△ 42,987	△ 28.14
シ 公害防止事業債償還費	4,690,847	4,310,698	3,941,640	△ 369,058	△ 8.56
E 標準財政規模	23,129,535	23,380,173	23,686,932	306,759	1.31
F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,605,883	4,539,517	4,526,602	△ 12,915	△ 0.28
将来負担比率 【計算式】 (A - B - C - D) ÷ (E - F) × 100(%)	129.1	117.4	119.7	2.3 ポイント	

6 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

(1) 概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

本市の公営企業に係る特別会計のうち、法非適用企業に係る特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

[算定式]

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額が生じない場合は、資金不足比率は「—」（なし）

備考

1 資金の不足額

資金の不足額 = [繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高] - 解消可能資金不足額

2 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する。

なお、宅地造成事業を行う公営企業については、資金の剰余額の算定上、土地の造成等に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の残高（及び他会計借入金）の現在高）を控除する。

3 事業の規模

事業の規模 = 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

なお、宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(2) 算定基礎事項及び資金不足比率（法非適用企業）

（単位：千円，％，ポイント）

区 分		24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
下水道事業特別会計	A 資金不足・剰余額 ①-②-③+④	7,348	10,540	4,446	△ 6,094	△ 57.82
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	7,548	10,540	10,940	400	3.80
	ア 歳入総額	2,801,417	2,460,553	2,452,211	△ 8,342	△ 0.34
	イ 歳出総額	2,793,869	2,450,013	2,441,271	△ 8,742	△ 0.36
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	200	0	6,494	6,494	皆増
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	2,500	0	63,440	63,440	皆増
	ウ 事故繰越額	29,000	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	31,300	0	56,946	56,946	皆増
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—
	B 事業の規模 (営業収益相当収入額- 受託工事収益相当収入額)	1,600,332	1,581,010	1,594,887	13,877	0.88
資金不足(剰余)比率の計算 【計算式】A÷B×100(%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.2	0.4 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「—」(なし)	—	—	—	—		
宅地造成事業特別会計	A 資金不足・剰余額 ①-②-③+⑤	1,012,650	990,686	842,571	△ 148,115	△ 14.95
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	0	0	0	0	—
	ア 歳入総額	103,464	64,749	200,138	135,389	209.10
	イ 歳出総額	103,464	64,749	200,138	135,389	209.10
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	0	0	0	—
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	—
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—
	⑤ 土地収入見込額(宅地造成事業)	1,012,650	990,686	842,571	△ 148,115	△ 14.95
B 事業の規模(資本+負債)	96,180	45,769	172,343	126,574	276.55	
資金不足(剰余)比率の計算 【計算式】A÷B×100(%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 1,052.8	△ 2,164.5	△ 488.8	1,675.7 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「—」(なし)	—	—	—	—		

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		24年度	25年度 a	26年度 b	増減 b-a	増減率
都市再開発事業特別会計	A 資金不足・剰余額 ①-②-③+④	45,341	29,369	114,650	85,281	290.38
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	45,341	29,369	23,930	△ 5,439	△ 18.52
	ア 歳入総額	54,239	55,011	39,264	△ 15,747	△ 28.63
	イ 歳出総額	8,898	25,642	15,334	△ 10,308	△ 40.20
	② 翌年度へ繰り越すべき財源 ア～オ計-カ	0	0	0	0	—
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	—
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—
	③ 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高	0	0	0	0	—
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	—
	⑤ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	0	90,720	90,720	皆増
	B 事業の規模 (営業収益相当収入額- 受託工事収益相当収入額)	10,324	9,669	9,894	225	2.33
資金不足(剰余)比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 439.1	△ 303.7	△ 1,158.7	△ 855.0 ポイント		
資金不足(剰余)比率の計算 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「—」(なし)	—	—	—	—		